

## 苫小牧テニス協会会則

### 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、苫小牧テニス協会と称し、事務局を苫小牧市に置く。

### 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、テニスの普及発展と会員相互の親睦を図ると共に、健全な心を育成することを目的とする。

第3条 本会は、北海道テニス協会及び公益財団法人苫小牧市体育協会に加盟し、競技会及び講習会の開催等必要な事業を行う。

### 第3章 会員

第4条 会員になろうとする者は、本会の登録を受けなければならない。

第5条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 会員は、北海道テニス協会又は苫小牧テニス協会が主催する大会に参加することができる。

### 第4章 役員

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)理事長 1名
- (4)副理事長 若干名
- (5)理事 若干名
- (6)監査 1名

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、顧問を置くことができる。

第7条 会長及び副会長は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。

3 理事は、理事会が推薦し、会長が委嘱する。

第8条 会長は本会を総括して代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 理事長は、理事会の議長となり、理事会を総括する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

5 理事は、理事会において必要な事項を協議し、その運営及び事務処理を行う。

6 監査は、本会の会計及び会務の執行状況を監査する。

7 顧問は、本会の重要事項に関し、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章 会議

第10条 理事会は、本会の議決機関として、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の変更に関する事。
- (2) 事業報告及び決算の認定に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
- (4) 理事の推薦及び理事長の選任に関する事。
- (5) その他必要な事項

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開催できない。ただし、当該事項についてあらかじめ意思表示をしたものは、出席者とみなす。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは議長が決定する。

4 会則の変更については、前項の規定にかかわらず、出席理事の3分の2以上の同意をもって決定するものとする。

第11条 総会は、理事会での決定事項を報告するため、原則として年度の始めに、会長が開催する。

2 総会は、本会への意見、要望等について広く述べることができる場とする。

## 第6章 会計

第12条 本会の会計は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支出するものとする。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第7章 組織

第13条 本会の運営及び事務処理に関し、総務部、大会部、指導部及びジュニア部の各部並びに事務局を置くことができる。

## 第8章 雑則

第14条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会において決定する。

この会則は、昭和48年8月21日より施行する。

この会則は、昭和53年4月1日一部改正する。

この会則は、昭和53年11月2日一部改正する。

この会則は、昭和56年6月9日一部改正する。

この会則は、昭和62年4月1日一部改正する。

この会則は、平成2年4月1日一部改正する。

この会則は、平成16年4月10日一部改正する。

この会則は、平成19年4月7日一部改正する。

この会則は、平成24年4月7日一部改正する。